

(通達)「サッカー競技規則第3条－競技者：交代の数」における 運用緩和【周知の依頼】

審21-0081号
2021年4月20日

地域・都道府県サッカー協会 審判委員長 各位
写) 地域・都道府県サッカー協会 事務局 御中

公益財団法人日本サッカー協会
審判委員会 委員長 黛 俊行

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より本協会の審判事業に格別のご高配賜り誠にありがとうございます。

さて、2021年4月19日付、日サ協発第210073号にて『「サッカー競技規則第3条－競技者：交代の数」における運用緩和について』に関する文書（添付）が地域・都道府県サッカー協会および各種連盟宛に発信されました。

この運用緩和の趣旨は、発信文書にあるとおり「競技者の安全や安心を優先することによって競技者のチームが数的不利益を被らないようすべきであること」を最優先に考え、特に生命に危険を及ぼす負傷等に限らず、「サッカー競技規則第3条－競技者：交代の数」における運用緩和についてのJFA独自の運用基準を定めることで、多くのサッカーファミリーが安心・安全にサッカーを楽しめるようにするものであることを改めてご確認頂きますようお願い申し上げます。

つきましては、この運用緩和について貴審判委員会が貴協会および競技会主催者とともに適切かつスムーズに運用されるよう、添付発信文書とともに下記の点について審判員および審判指導者への周知についてご理解・ご協力の程、よろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染の再拡大により、様々な制約があるにも関わらず審判事業の実施および競技会への審判派遣にご対応いただいていることに感謝致しますとともに、関係する方々の安全・安心を最優先に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 運用緩和の対象競技会
 - ・ 全国大会の予選会となる競技会を除く、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会ならびに関係団体等が開催する競技会となる
- 運用緩和の実施有無の確認
 - ・ 運用緩和の実施有無は大会主催者が競技会ごとに判断し、運用を実施する場合は競技会の大会要項に明記される
 - ・ 審判員および審判指導者は、競技会主催者の判断に基づき対応することになるが、

試合会場にて「運用緩和の有無」について再確認する

- 緩和内容および運用方法の周知
 - ・ 運用緩和の実施が決定している場合、割当てられた審判員および審判指導者（審判アセッサ）に対して、事前に緩和内容、運用方法および審判員の役割について周知する（添付文書確認）
- 運用緩和を実施する試合を担当する審判員
 - ・ 主審（副審、特に第4の審判員）は、以下のガイドラインを十分に理解した上で試合に臨むこととする
 - ・ 審判員間における試合前の打ち合わせにおいて、運用方法と役割を再確認する

【審判員の役割】（添付文書より再掲）

- 競技者が交代させられるべきかどうか、また、「通常の交代」、あるいは、「プレーの続行が困難な負傷等による交代」によって交代すべきかどうかに関するチームの判断プロセスにかかわらない
- 実際に発生した負傷が、「プレーの続行が困難な負傷等による交代」を使用するに足り得るかどうか判断してはならない
- 競技者が実際に負傷した、またはその疑いがある場合、チームのキャプテンや監督・コーチ、医療スタッフに対して、競技者の負傷有無を判断する、また、処置する必要があることを伝えるなど、適切な援助をするべきである
- 負傷した競技者がプレーを続けてはならないと、チームのキャプテンや監督・コーチ、医療スタッフが判断したならば、これを援助するべきである。これにより、主審は、競技者が競技のフィールドから離れるまでプレーの再開を遅らせることが求められる
- 「プレーの続行が困難な負傷等による交代」が不正に使われた可能性がある懸念が発覚したならば、関係機関に通知しなければならない

以上